

（参考）予防接種行政における「8か月以上の間隔をおいて」の意味について

「8か月以上の間隔をおいて」とする場合は、2回目接種を行った日から8か月後の同日から接種可能である（例1）と考え、8か月後に同日がない場合は、その翌月の1日から接種可能である（例2）と考える。

例1：6月1日に新型コロナワクチンの2回目の接種をした場合

⇒ 2月1日から追加接種を受けることができる

例2：6月30日に新型コロナワクチンの2回目の接種をした場合

⇒ 3月1日から3回目の接種を受けることができる

日	月	火	水	木	金	土
例1	1 接種 2回目	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30				
	例2	接種 2回目				

日	月	火	水	木	金	土
	1 接種 可能	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	翌月1日 接種 可能					